

3. Column②:【企業法務】会社運営の留意点



機関設計 — 非公開・中小会社の機関設計

【質問】

このたび、新しく株式会社形態でベンチャー企業を立ち上げようと考えています。
株式についてはすべて譲渡制限を付ける予定ですが、取締役会や監査役会の設置は必要でしょうか。
当社のような、いわゆる非公開かつ中小会社について、会社法上とりうる機関設計について教えてください。

【回答】

会社法上、非公開中小会社については、株主総会及び取締役の設置は義務づけられていますが、取締役会等、その他の機関については設置を義務づけられておらず、柔軟な機関設計が可能です。

【解説】

1. 非公開中小会社とは

「公開会社」とは、発行する株式のどれか一部についてであっても定款で譲渡制限を定めていない会社をいい（会社法2条5号）、「非公開会社」とは、発行する株式全てについて譲渡制限のある会社をいいます。

また、中小会社とは、会社法上明確な定義はありませんが、会社法上の「大会社」以外の会社をいうところ、「大会社」とは、最終事業年度に係る貸借対照表上に計上された資本金の額が5億円以上、又は負債の額が200億円以上である会社をいう（会社法2条6号）ため、資本金5億円未満かつ負債200億円未満の会社が中小会社に該当します（なお、「中小企業者」の定義については、中小企業基本法2条をご参照ください）。

以上をまとめると、非公開中小会社とは、発行する株式すべてに譲渡制限のある、資本金5億円未満かつ負債200億円未満の会社、ということができます。

2. 非公開中小会社における機関設計

非公開中小会社については、株主総会及び取締役の設置のみ義務づけられています（会社法326条1項）が、取締役会の設置も原則として任意（会社法326条2項）とされており、柔軟な機関設計が可能とされています。

会社法は、機構が簡素な非公開中小会社を株式会社の基本形として規定しており、機関設計等に関して幅広い定款自治を許容する一方、「大会社」、「公開会社」についてその特則を定めるというやり方を採用しています。非公開中小会社において採用できる機関設計は右図の10パターンに整理することができます。

1	取締役
2	取締役＋監査役
3	取締役＋監査役＋会計監査人
4	取締役会＋監査役
5	取締役会＋会計参与
6	取締役会＋監査役会
7	取締役会＋監査役＋会計監査人
8	取締役会＋監査役会＋会計監査人
9	取締役会＋監査等委員会＋会計監査人
10	取締役会＋指名委員会・監査委員会・報酬委員会＋会計監査人

※ 株主総会については省略しています。

※※ 会計参与（取締役と共同して計算書類等を作成する会社の機関）は5以外にもすべての機関設計において任意に設置することができます。

なお、取締役会を設置することにより、経営の機動性と適正性を高めることができる一方、株主総会の権限が弱まり、会社の所有者である株主の意思が直接会社に反映されにくくなるというデメリットがあります。

また、監査役・監査役会を設置することにより、業務執行機関から独立した専門家によって経営陣を監査することが可能になる一方、人員確保の問題及びそのコスト負担が生じるというデメリットがあります。

さらに、会計監査人を設置することにより、計算書類等の信頼性が高まり融資等の資金調達を行いやすくなるとともに、会計監査人設置会社となり一定の要件を満たした場合には剰余金の配当等について取締役会決議のみで行うことが可能となるといったメリットがある一方、監査役・監査等委員会・指名委員会等の設置が義務づけられることに伴う人員確保の問題及びそのコスト負担が生じるといったデメリットがあります。



【質問】

当社 X は Y 社の議決権の 45% を所有しているとともに、Y 社取締役会についてその過半数の取締役を送り込んでいます。

会社法上、「子会社」には議決権の 50% 超を所有している会社しか入らず、Y 社は当社にとっての「子会社」に該当しないのでしょうか。

【回答】

ご相談のケースでは、X 社は Y 社の議決権の 40% 以上を取得しており、かつ、Y 社取締役会についてその過半数の取締役を派遣していますので、X 社は Y 社の「経営を支配している法人」といえ、Y 社は X 社の「子会社」に該当します。

【解説】

1. 会社法上の「子会社」の範囲

会社法上、「子会社」とは、①会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、及び②その他の当該会社（又は会社以外の者）がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものの2種類をいいます（会社法2条3号、2条3号の2）。

このうち、①にいう「子会社」とは、会社法の文言どおり、親会社から、その総株主の議決権の過半数（＝50%超）を取得されている株式会社をいいます。

これに対して、②にいう「子会社」の意義・範囲については、会社法施行規則（法務省令）で規定されており、親会社等（その子会社等を含む）から、「財務及び事業の方針の決定を支配」されている株式会社をいいます（会社法施行規則3条1項、3条の2）。

2. 「財務及び事業の方針の決定を支配」している場合（会社法施行規則3条3項各号）

前述のとおり、会社法に明記された①「子会社」の範囲については形式的に明らかといえますが、会社法施行規則に規定された②「子会社」の範囲については、どのような場合に「財務及び事業の方針の決定を支配」している場合に該当するかによって決まることになります。

会社法施行規則上、いかなる場合に「財務及び事業の方針の決定を支配」しているかに該当するかは、親会社等が保有する議決権数の割合に応じて規定されており、その概要は以下のとおりです（会社法施行規則3条3項各号、3条の2）。

※「自己所有等議決権数」とは、以下の①+②+③の合計数をいう。

- ① 自己の計算で所有
- ② 取引関係等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有
- ③ 自己の意思と同一の内容の議決権行使に同意している者の所有

1号	親会社等の議決権数の割合が50%超	
2号	親会社等の議決権数の割合が40%以上+以下のイ～ホいずれか	
いずれか	イ	自己所有等議決権数*の割合が50%超
	ロ	派遣されている取締役会等の構成員数の割合が50%超
	ハ	重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等の存在
	ニ	資金調達の総額に対する融資額の割合が50%超
	ホ	その他財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
3号	親会社等の議決権数の割合が40%未満+イ+ロ～ホいずれか	
いずれか	イ	自己所有等議決権数(※)の割合が50%超
	ロ	派遣されている取締役会等の構成員数の割合が50%超
	ハ	重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等の存在
	ニ	資金調達の総額に対する融資額の割合が50%超
	ホ	その他財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

3. ご相談のケースについて

前述のとおり、「子会社」とは、①会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、及び②その他の当該会社（又は会社以外の者）がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものの2種類にぶるいすることができます。

このうち、②については、親会社等の議決権数が40%以上で、かつ、他の会社の取締役会等について、自社の役員等を過半数派遣している場合は、当該他の会社は「子会社」に該当するものとされています。

ご相談のケースでは、X 社は Y 社の議決権数の 40% 以上を取得しており、かつ、Y 社取締役会についてその過半数の取締役を派遣していますので、会社法施行規則3条3項2号ロに基づき、X 社は Y 社の「経営を支配している法人」といえ、Y 社は X 社の「子会社」に該当します。



【質問】

自動車部品の下請けメーカーである当社は、いわゆる中小企業として事業を営んでいますが、会社法関係のトラブルにあったため会社法を確認したところ、「公開会社」、「非公開会社」、「大会社」といった用語が並んでおり、何がどう違うのかわかりません。

当社の規模を考えると、「非公開会社」であり、「大会社」にも当たらないかと思いますが、それぞれの用語の意味や関係について教えてください。

【回答】

「公開会社」とは、発行株式のどれか一部についてでも譲渡制限を定めていない会社をいい、「非公開会社」とは、発行株式全部について譲渡制限を定めている会社をいいます。

なお、公開会社＝上場会社、非公開会社＝非上場会社ではないことに注意が必要です。

また、「大会社」とは、最終事業年度に係る貸借対照表に計上された資本金の額が5億円以上又は負債の額が200億円以上である会社をいいます。

日本の会社の大半を占める中小企業は、非公開会社であり、かつ大会社に該当しないものが通常であることから、会社法上の機関設計も「非公開会社」かつ非「大会社」を基本型としつつ、「大会社」・「公開会社」にはその特則を定めることとしています。

【解説】

1. 公開会社・非公開会社の意義

「公開会社」とは、発行する株式のどれか一部についてであっても定款で譲渡制限を定めていない会社をいいます（会社法2条5号）。

これに対して、「非公開会社」とは、発行する株式全てについて譲渡制限のある会社をいいます。

非行会社は、所有と経営が必ずしも分離しておらず、経営の閉鎖性が認められることから、取締役会の設置が原則任意とされていたり（会社法326条）、株主総会招集通知の発送期限が公開会社の場合よりも短縮されているなど、定款自治が広範に認められ、所有者である株主による経営への関与が柔軟に認められているという違いがあります。

2. 公開会社と上場会社の関係

上場会社について、会社法上特段の定義はありませんが、一般に上場会社とは、金融商品取引所に株式を公開している会社のことをいいます。

前述のとおり、「公開会社」とは、発行する株式の一部についてであっても譲渡制限のない会社をいいますので、上場会社と公開会社とはイコールの関係には立ちません。

具体的には、上場会社であれば必ず公開会社ですが、公開会社は必ずしも上場会社であるとは限りません。

たとえば、上場のために株式の譲渡制限を外し公開会社となったものの、上場前であれば公開会社であっても上場会社ではない（すなわち、公開会社かつ非上場会社）こととなります。

なお、大規模な非上場会社は多数存在しており、上場か非上場かは企業規模とは直接の関係はありません。

3. 大会社の意義

「大会社」とは、最終事業年度に係る貸借対照表上に計上された資本金の額が5億円以上、又は負債の額が200億円以上である会社をいいます（会社法2条6号）。

日本の会社の多数を占める中小企業は、非公開会社であり、かつ大会社に該当しないものが通常であることから、会社法上の機関設計も「非公開会社」かつ非「大会社」を基本型としつつ、「大会社」・「公開会社」にはその特則を定めることとしています。

大会社は、一般に規模が大きく、株主や債権者等の利害関係者も多数に上るため、こうした利害関係者を保護すべく、以下のような特別の義務が課されています。

① 会計監査人の設置義務（会社法328条1項、2項）

（公開会社である場合）監査役会、監査等委員会又は指名委員会等の設置義務（会社法328条1項）

② 内部統制組織の整備義務（会社法348条4項、362条5項）

（有価証券報告書提出会社の場合）連結計算書類の作成義務（会社法444条3項）